

# 仲裁および和解あっせん手続の流れ

## 申立

書式はホームページ(<https://niben.jp/service/soudan/chusai/format.html>)からダウンロードできます。

### 和解あっせん手続

※あっせん人が仲立ちし、お互いの話し合いで紛争の解決を目指す手続です。

または

### 仲裁手続

※双方合意の下で仲裁人が判断をする手続です。  
※仲裁手続には仲裁の合意が必要です。

## あっせん人・仲裁人を選びます

ベテラン弁護士や元裁判官などが中心です。建築士などの専門家がアドバイスする場合があります。あっせん人・仲裁人のプロフィール・専門分野は、ホームページ(<https://niben.jp/orcontents/chusai/form.php>)をご覧ください。仲裁センターまでお問い合わせください。

## 相手方へ連絡して出席を呼びかけます

※相手が期日に出席しない場合には手続が進められません。  
※相手方も「とりあえず言い分を聞いてみよう」という気持ちで是非ご出席ください。  
※あくまでお互いの話し合いを大切にしています。

## 和解あっせん期日

### 和解不成立

仲裁判断や和解に至らなかった場合、ご希望により弁護士会法律相談センターをご案内します。

仲裁合意がなされた場合

## 仲裁期日

仲裁手続でも和解をすることがあります。

### 和解成立

#### 和解契約書の作成

あっせん人が立会人となり、申立人・相手方双方の署名・押印を得て和解契約書を作成します。

### 仲裁判断

#### 仲裁判断書の作成

仲裁判断書は裁判所の判決と同じ効力があり、仲裁判断書で強制執行もできます(ただし、執行決定が必要です)。なお、仲裁判断には、原則として不服申し立てができません。

## 仲裁センターの費用は

### 申立手数料

●申立人 11,000円(税込)  
第二東京弁護士会の法律相談センターで法律相談を受けた場合は5,500円(税込)

和解あっせん・仲裁の申立時にお支払いいただきます。

### 期日手数料

●申立人・相手方  
それぞれ 5,500円(税込)

期日ごとに仲裁センターカウンターにてにお支払いいただきます。ただし、仲裁の合意ができる前の段階は、同意が得られた当事者からだけお支払いいただいています。

### 成立手数料

●負担割合は、あっせん人・仲裁人が定めます。

和解成立または仲裁判断がなされた場合に解決額に応じてお支払いいただきます。

成立手数料早見表(標準額)

| 解決額     | 標準額(税込)    |
|---------|------------|
| 10万円    | 8,800円     |
| 30万円    | 2万6,400円   |
| 50万円    | 4万4,000円   |
| 100万円   | 8万8,000円   |
| 300万円   | 26万4,000円  |
| 500万円   | 33万0,000円  |
| 700万円   | 39万6,000円  |
| 1,000万円 | 49万5,000円  |
| 1,500万円 | 66万0,000円  |
| 2,000万円 | 77万0,000円  |
| 3,000万円 | 99万0,000円  |
| 5,000万円 | 121万0,000円 |
| 1億円     | 159万5,000円 |





夫の不倫のことで悩んでいます。悔しい気持ちでいっぱいですが、どうしても公にしたいくないです…。

ご安心ください。仲裁センターの受付は非公開です。秘密は守られますよ。

病院での手術の結果に納得がゆきません。…でも専門知識もなく、裁判なんてムリだしなあ…。

大丈夫！医療事件の経験豊富な弁護士が、あつせん人に加わる医療ADRの制度もあります。

工事代金を支払ってもらえません。裁判だと長くなるんだろうなあ…。

1回の期日に十分な時間をとり、充実した話し合いをすることで迅速な解決を目指します。

金額が少ないので弁護士費用をかけられません。仲裁センターに申し立てるのに弁護士をつける必要がありますか？

仲裁センターの受付は簡単です。書式も用意していますので、弁護士に頼まなくてもできますよ。

### 【交通のご案内】



- 地下鉄丸の内線・日比谷線…霞ヶ関駅 B1 出口より徒歩約 1 分
- 地下鉄千代田線…霞ヶ関駅 C1 出口より徒歩約 3 分
- 地下鉄有楽町線…桜田門駅 5 番出口より徒歩約 5 分

### 多摩支部でもご利用いただけます。

多摩地区のみならずにも利用しやすいよう、弁護士会多摩支部会館（立川市）でも仲裁・和解あっせんの手続を実施することになりました。申立は霞ヶ関で承ります。詳しくは仲裁センターまでお問い合わせください。



- 多摩都市モノレール高松駅より徒歩約 2 分

お問い合わせは

# 03-3581-2249

## 第二東京弁護士会仲裁センター

〒100-0013  
 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館9階  
 ホームページ <http://niben.jp/>  
 受付時間 AM9:30~12:00  
 PM1:00~5:00



## 裁判しないで

# トラブル解決

## 第二東京弁護士会 仲裁センター



## 仲裁センターとは

民事上のトラブルを簡単な手続で、早く、安く、公正に解決することを目的として、第二東京弁護士会が全国の弁護士会に先がけて設立した裁判外紛争解決機関です。

紛争・トラブルでお困りの方は、第二東京弁護士会・仲裁センターまでご相談ください。

### 【取扱例】

- マンション・不動産問題 ●商取引
- 借地・借家問題 ●スポーツ紛争
- 労働問題 ●知的財産権 ●損害賠償
- セクシュアル・ハラスメント
- 交通事故 ●ストーカー問題
- 金銭問題 ●消費者問題
- 離婚・相続 ●養育費 ●近隣問題
- インターネットトラブル
- 医療事故問題
- 金融商品取引問題等